

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に実家に戻った際、親族で経営する事業所の事務を担当することとなり、毎月、同事業所に勤務していた親族全員の給与から国民年金保険料を天引きし、1,000 円くらいを集金人に納付するとともに、結婚後も、毎月、国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 10 月に払い出されたものと推認され、その時点では、41 年 6 月以前の期間は時効により納付できない期間であるが、申立期間①直前の 39 年 1 月から同年 3 月までの期間は納付済みとされている上、社会保険庁の特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が当該期間を特例納付した痕跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわれる。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた市町村では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる上、申立人が納付していたと主張する金額は、当時、経営する事業所に勤務していた申立人の親族に申立人を加えた国民年金保険料額とおおむね一致していることから、申立人は、申立人を含む親族全員の国民年金保険料を納付して

いたものとするのが自然である。

さらに、申立期間①前後の期間は納付済みである上、申立期間①当時、経営する事業所に勤務していた申立人の親族のほぼ全員が申立期間①は納付済みとされている。

加えて、申立期間①直前の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの期間は未納とされていたものが、平成 20 年 8 月に納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 申立期間②について、12 か月と比較的短期間であり、申立期間②前後の期間は納付済みとされている上、申立期間②前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更は無く、社会保険庁の記録における申立人の夫に係る厚生年金保険の標準報酬月額から見て、国民年金保険料を納付できる十分な収入があったことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

また、社会保険庁の特殊台帳によれば、当初、国民年金保険料が未納とされていた申立期間②直前の昭和 45 年度の記録が、台帳照合により納付済みに記録訂正されていることが確認でき、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 3 申立期間③について、12 か月と比較的短期間であり、申立期間③前後の期間は納付済みとされている上、申立期間③前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間③の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

また、社会保険庁の記録上、申立期間③は申請免除期間とされているが、申立期間③は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、任意加入被保険者であることに加え、社会保険庁の記録における申立人の夫に係る厚生年金保険の標準報酬月額から見ても、申請免除の対象者とはならないことなどを考えると、申立人の記録には不自然な点がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで

私は、昭和41年11月に婚姻して以降、夫の親族で経営する事業所の事務を担当していた義妹が、毎月、同事業所に勤務していた親族全員の給与から国民年金保険料を天引きし、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をほぼ完納している上、申立期間当時、申立人の夫の親族で経営する事業所に勤務していた申立人の親族のほぼ全員が申立期間は納付済みとされている。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人の夫の親族で経営する事業所で勤務していた複数の親族からは、申立期間当時、申立人の義妹が給与から国民年金保険料を天引きしていたとの証言が得られたことから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の義妹が納付していたと主張する金額は、申立期間当時、経営する事業所に勤務していた申立人の夫の親族に申立人を加えた国民年金保険料額とおおむね一致していることから、申立人の義妹は、申立人を含む親族全員の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、母親から国民年金制度ができたことを聞いたことがあり、母親が私の国民年金の加入手続を行うとともに、婚姻して A 県に転出するまでの間、国民年金保険料を納税組合に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時に申立人が居住していた B 県ではなく、婚姻後の A 県で昭和 40 年 8 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳が交付されていた記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、居住していた地区の住民で国民年金に加入しない者はいなかったはずであると主張しているが、申立人が居住していた市町村では、国民年金の被保険者となるべき者に対して、強制適用は行っておらず、住民からの届出により国民年金に加入させていたと回答している上、社会保険庁の記録によれば、申立期間当時、申立人と同じ地区に居住していたとされる住民の中には、国民年金の強制加入被保険者であるにもか

かわらず、20歳の時点で国民年金手帳記号番号が払い出されていなかった者が散見され、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に婚姻して以降、地区の納税組合の集金人又は市役所から委託された集金人に、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 8 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、43 年 4 月から 46 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、46 年 7 月から 48 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの期間は未納とされている上、昭和 45 年度から 47 年度までの期間は免除申請を行い承認されていることが、社会保険庁の特殊台帳により確認できるとともに、当該期間のうち、45 年度については 54 年 4 月に追納されていることが、市の国民年金被保険者カードにより確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間は 60 か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から55年3月まで

私は、A都道府県に居住していた昭和52年5月に、妻が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際、私の国民年金の加入手続きも同時に行い、未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後も、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き、保険料の納付をしていたとされる申立人の妻は国民年金の加入手続き、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和55年1月にA都道府県からB都道府県に転出した後、B都道府県において同年5月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の大半の期間は時効により納付できない期間である上、申立人が居住していたA都道府県内の住所地を管轄する社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻の前後に申立人の国民年金手帳記号番号は見当たらないとともに、A都道府県で交付された年金手帳を申立人の妻は保管しているが、申立人は同手帳を保管しておらず、52年5月当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は88か月と比較的長期間であり、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の

証言も得られず、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 11 月 30 日まで、A社B事業所に、夫と共に正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社B事業所で申立人の上司であった者は、申立人及びその夫について、「作業現場が忙しい時に手伝ってもらったが、あくまで『C組』として手伝ってもらったと認識しており、A社とは、雇用関係に無かったと思う。」旨を供述している上、社会保険庁の記録によると、申立人が一緒に勤務していたと主張する申立人の夫は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月からは別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の記憶は明確ではない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の本社であるA社の申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C組の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 41 年 2 月 14 日とされており、申立期間は厚生

年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 2 日から 39 年 1 月 13 日まで
② 昭和 42 年 11 月 5 日から 55 年 10 月 20 日まで

私は、A社に昭和 35 年 4 月 2 日から 39 年 1 月 13 日まで、B社に 42 年 11 月 5 日から 55 年 10 月 20 日まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、社会保険事務所の記録によると、同社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 36 年 2 月 12 日とされており、申立期間①のうち、35 年 4 月 2 日から 36 年 2 月 11 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社には、申立期間①当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

2 B社について、申立人が記憶しており、かつ社会保険庁の記録上、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の供述により、申立人は同社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 48 年 9 月にB社が所在するC都道府県からD都道府県に転出していることが確認できる上、D都道府県内の市町村の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、53 年 1 月 1 日から国民健康保険に加入していることが確認できるが、申立人は、当該事情について明確に記憶しておらず、申立期間②にお

ける申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間②において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

加えて、E社（昭和63年10月14日にB社から名称変更）には、申立期間②当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の複数の同僚等からも、申立期間②における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和36年2月12日から39年3月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿を、申立期間②を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するB社の事業所別被保険者名簿をそれぞれ確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められず、ほかに申立内容を^{こんせき}確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日まで、A社B支店に特別調査役として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間当時、A社B支店に特別調査役として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、社会保険庁の記録によると、申立期間の直前である昭和 57 年 4 月 1 日に、C事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、社会保険事務所が保管する同事業所の被保険者原票を確認したところ、政府管掌健康保険任意継続被保険者の手続を行った旨の記載が確認できる上、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、申立期間のうち、59 年 4 月 1 日から国民健康保険に加入していたことが確認できることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、A社の後継会社であるD社は、「特別調査役は、勤務形態が非常勤のポストであり、一律には社会保険に加入させていなかったと思われる。」旨を供述している上、申立期間当時、A社B支店で総務を担当していた者は、「特別調査役として勤務していた者のうち、厚生年金保険に加入していた者はいなかったと思う。」旨を供述している。

加えて、申立期間を含む前後の期間について、社会保険庁のA社B支店の被保険者縦覧照会回答票並びに社会保険事務所が保管する同事業所の被保険

者原票及び健保記号番号順索引簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。